

広島市防災行政無線屋内受信機貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発信する避難情報等の防災情報を市民に迅速かつ的確に伝達することを目的とした防災行政無線屋内受信機（以下「屋内受信機」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 屋内受信機 本市が発信する避難情報等の防災情報を音声で放送する専用の受信機をいう。
- (2) 防災行動計画 わが家の避難シート（広島市）、マイ・タイムライン（広島県）等、居住地における災害時の避難のタイミング、最寄りの避難場所等をあらかじめ整理しておく計画をいう。
- (3) モバイル端末 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等のインターネットによるデータ通信機能を備え、防災情報メール、防災アプリ等の利用が可能な通信機器をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、避難行動要支援者を除く者への屋内受信機の貸与について適用するものとする。

(貸与対象及び台数)

第4条 屋内受信機の貸与を受けることができるのは、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている世帯で、実際に当該住所に居住している世帯
 - (2) 貸与を申請する日において、満65歳以上の者のみで構成される世帯
 - (3) 本市における洪水（計画規模）、高潮（伊勢湾台風規模）及び津波（津波災害警戒区域）の浸水想定区域内の2階以下並びに土砂災害警戒区域に居住している世帯
 - (4) モバイル端末を保有していない世帯又は保有しているが電話以外の機能の利用が困難な世帯
- 2 前項に規定するほか、市長が防災対策上特に必要と認める世帯に屋内受信機を貸与することができる。
- 3 屋内受信機は、1世帯につき1台を上限に貸与するものとする。ただし、市長が防災対策上特に必要と認めた場合は、その台数を増やすことができる。
- 4 屋内受信機の貸与は、無償とする。

(貸与条件)

第5条 屋内受信機の貸与に当たっては、次の各号を条件とする。

- (1) 防災行動計画を作成し、提出すること。
- (2) 地域の避難訓練等の防災活動へ参加する意思があること。
- (3) 貸与された屋内受信機の活用状況、前号の防災活動への参加状況その他本市の防災に関する調査に協力すること。

(申請)

第6条 屋内受信機の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、広島市防災行政無線屋内受信機貸与申請書（様式第1号）及び第5条第1号に規定する防災行動計画を提出しなければならない。

(貸与)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第4条第1項及び第5条に規定する事項について審査を行う。

- 2 市長は、前項の規定による審査のため必要があるときは、申請者に対して、報告させ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 3 市長は、第1項に規定する審査により、屋内受信機の貸与が適当と認めるときは、広島市防災行政無線屋内受信機貸与決定通知書（様式第2号）により通知し、屋内受信機を貸与するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による通知後、貸与の準備が完了したときは、広島市防災行政無線屋内受信機貸与開始通知書（様式第3号）により通知し、屋内受信機を貸与するものとする。
- 5 市長は、第1項に規定する審査により、屋内受信機の貸与が不相当と認めるときは、広島市防災行政無線屋内受信機不貸与決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(貸与期間)

第8条 屋内受信機の貸与期間は、前条第3項による貸与決定の通知日から3年経過以後における最初の3月31日までとする。

- 2 貸与期間満了後、引き続き貸与を希望する場合は、貸与期間満了までに、再度、貸与申請をしなければならない。

(使用場所の変更)

第9条 屋内受信機の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、市域内での転居により使用場所を変更するときは、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により報告を受けたときは、貸与している屋内受信機に必要な措置を講じなければならない。

(使用者の管理等)

第10条 使用者は、屋内受信機が常に正常な状態を保つよう、その保持及び管理に努めなければならない。

- 2 使用者は、屋内受信機に異常を認めるときは、速やかに市長へ報告しなければならない。
- 3 使用者は、屋内受信機を第三者に譲渡し、転貸し、売却し、又は担保として供してはならない。

(返還)

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに屋内受信機を返還しなければならない。

- (1) 第4条第1項に規定する事項に該当しなくなったとき。

(2) その他屋内受信機を必要としなくなったとき。

2 市長は、使用者が第10条の規定に違反したときは、屋内受信機の返還を命ずることができる。

(経費の負担)

第12条 屋内受信機に係る電気料金及び電池の交換に要する費用その他屋内受信機の維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。ただし、正常な使用状態において故障した場合の修理等に要する費用は、市の負担とする。

2 前条の規定による屋内受信機の返還に要する費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償責任)

第13条 本市は、屋内受信機の誤った使用により生じた事故等に対して、一切の責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。